



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*39 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (会計課) 2

○ 告示

| | | |
|------|-------------------|-------------------|
| 1148 | 生活保護法による指定医療機関の廃止 | (福祉保健総務課) 2 |
| 1149 | 〃 | (〃) 2 |
| 1150 | 生活保護法による指定介護機関の廃止 | (〃) 3 |
| 1151 | 生活保護法による医療機関の指定 | (〃) 3 |
| 1152 | 〃 | (〃) 4 |
| 1153 | 生活保護法による介護機関の指定 | (〃) 4 |
| 1154 | 生活保護法による施術機関の指定 | (〃) 4 |
| 1155 | 地籍調査の成果の認証 | (用地対策課) 5 |
| 1156 | 〃 | (〃) 5 |
| 1157 | 〃 | (〃) 5 |
| 1158 | 〃 | (〃) 6 |
| 1159 | 〃 | (〃) 6 |
| 1160 | 〃 | (〃) 6 |
| 1161 | 〃 | (〃) 7 |
| 1162 | 〃 | (〃) 7 |
| 1163 | 〃 | (〃) 8 |
| 1164 | 〃 | (〃) 8 |
| 1165 | 〃 | (〃) 8 |
| 1166 | 〃 | (〃) 9 |
| 1167 | 〃 | (〃) 9 |
| 1168 | 〃 | (〃) 9 |
| 1169 | 〃 | (〃) 10 |
| 1170 | 道路の区域変更 | (道路保全課) 10 |
| 1171 | 〃 | (〃) 11 |
| 1172 | 道路の供用開始 | (〃) 11 |
| 1173 | 道路の区域変更 | (〃) 11 |
| 1174 | 〃 | (〃) 12 |
| 1175 | 道路の供用開始 | (〃) 12 |
| 1176 | 道路の区域変更 | (〃) 13 |
| 1177 | 道路の供用開始 | (〃) 13 |
| 1178 | 道路の区域変更 | (〃) 13 |
| 1179 | 道路の供用開始 | (〃) 14 |
| 1180 | 道路の区域変更 | (〃) 14 |
| 1181 | 〃 | (〃) 14 |

1182 道路の供用開始 (")..... 15
 1183 道路の区域変更 (")..... 15
 ○ 選挙管理委員会告示
 *72 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の
 一部改正 16
 ○ 警察本部告示
 18 一般競争入札による落札者の決定 16

規 則

和歌山県規則第39号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(歳入の納付に使用することができる小切手等の支払地) 第32条 令第156条第1項第1号の規定により歳入の納付に使用することができる小切手等の支払地は、<u>全国の区域</u>とする。</p> | <p>(歳入の納付に使用することができる小切手等の支払地) 第32条 令第156条第1項第1号の規定により歳入の納付に使用することができる小切手等の支払地は、当該歳入金の納付又は払込みを受ける<u>指定金融機関等の加入している手形交換所の交換取扱地域(当該地域と同様に交換決済ができる他の手形交換所の交換取扱地域を含む。)</u>内にあるものとする。</p> |

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1148号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|--------------|------------|-----------------|--------------|
| 有医新 21-26 | しまクリニック | 有田郡有田川町土生371-26 | 令和 4.5.31 |
| 橋歯新 28-26 | ひろせ歯科クリニック | 橋本市御幸辻179-2 | 令和 4.6.8 |

和歌山県告示第1149号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰

国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号 | 届出者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | 廃 止 年月日 |
|-------------|--------|--------------------|----------------|------------------|--------------|
| 東訪新 6-02 | 合同会社ネオ | 東牟婁郡那智勝浦町朝日三丁目78番地 | 訪問看護ステーションフレッタ | 東牟婁郡那智勝浦町天満30-58 | 令和 4.7.31 |

和歌山県告示第1150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 届出者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | サービスの種類 | 廃 止 年月日 |
|------------|----------------|----------------------|----------------|---------------|---------------|
| 有限会社らふ | 岩出市山崎52-30 | ヘルパーステーションらふ | 岩出市山崎52-30 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成 27.3.31 |
| 医療法人健佑会 | 東牟婁郡串本町有田499-1 | 健佑訪問看護ステーション | 東牟婁郡串本町串本2383 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 令和 4.3.31 |
| 株式会社和通 | 和歌山市黒田279-4 | ケアランド橋本 | 橋本市高野口町向島171-1 | 訪問介護 | 令和 4.6.30 |
| ながみね農業協同組合 | 海南市大野中718-1 | JAながみねヘルパーステーションあんしん | 海南市且来101-3 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 令和 4.7.31 |
| ながみね農業協同組合 | 海南市大野中718-1 | JAながみねデイサービスセンター | 海南市且来101-3 | 通所介護・介護予防通所介護 | 令和 4.7.31 |

和歌山県告示第1151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年月日 |
|--------------|------------|----------------|-------------|
| 有医新 48-04 | しまクリニック | 有田郡有田川町天満248-1 | 令和 4.6.1 |
| 紀薬新 43-04 | バイオレット調剤薬局 | 紀の川市花野496-24 | 令和 4.9.1 |
| | | | |

| | | | |
|--------------|--------------|-----------------|--------------|
| 伊医新 25-04 | にじいろ内科クリニック | 伊都郡かつらぎ町大谷893-9 | 令和 4.10.1 |
| 有医新 49-04 | あや内科消化器クリニック | 有田郡有田川町土生51-1 | 令和 4.10.1 |

和歌山県告示第1152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号 | 申請者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------|--------|--------------------|----------------|---------------------|--------------|
| 東訪新 9-04 | 合同会社ネオ | 東牟婁郡那智勝浦町朝日三丁目78番地 | 訪問看護ステーションフレッタ | 東牟婁郡那智勝浦町朝日二丁目249番地 | 令和 4.8.1 |
| 海南訪新 19-04 | 株式会社光友 | 有田郡有田川町徳田105-13 | 訪問看護ステーション誠花 | 海南市船尾276 港橋ビル1階 | 令和 4.10.1 |

和歌山県告示第1153号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 申請者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | サービスの種類 | 指 定 年 月 日 |
|--------|-------------|--------------|--------------|---------------|--------------|
| 有限会社らふ | 岩出市山崎52-30 | ヘルパーステーションらふ | 岩出市根来866-6 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成 27.4.1 |
| 株式会社和通 | 和歌山市黒田279-4 | ケアランド橋本 | 橋本市高野口町名倉234 | 訪問介護 | 令和 4.7.1 |

和歌山県告示第1154号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号 | 氏 名 | 住所又は名称及び所在地 | 指 定 年 月 日 |
|--------------|------|------------------------------------|-------------|
| 海南あ新 2-04 | 野口健至 | 野口鍼灸マッサージ院（あん摩・マッサージ） 海南市日方96-1 | 令和 4.9.1 |
| | | | |

| | | | |
|---------------|------|---------------------------------|-------------|
| 海南は新 11-04 | 野口健至 | 野口鍼灸マッサージ院（はり・きゅう） 海南市日方96-1 | 令和 4.9.1 |
|---------------|------|---------------------------------|-------------|

和歌山県告示第1155号

和歌山県和歌山市中之島の一部・宇治家裏・嘉家作丁地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和2年4月1日から令和4年2月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市中之島の一部・宇治家裏・嘉家作丁地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市中之島の一部・宇治家裏・嘉家作丁地区
- 5 認証年月日
令和4年10月12日

和歌山県告示第1156号

和歌山県有田市宮崎町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和3年3月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市宮崎町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市宮崎町の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年10月12日

和歌山県告示第1157号

和歌山県有田市山地の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市

- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和3年3月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市山地の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市山地の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年10月12日

和歌山県告示第1158号

和歌山県紀の川市桃山町峯の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和4年3月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市桃山町峯の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市桃山町峯の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年10月12日

和歌山県告示第1159号

和歌山県紀の川市竹房の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和4年3月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市竹房の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市竹房の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年10月12日

和歌山県告示第1160号

和歌山県紀の川市中畑・今畑の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和4年3月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市中畑・今畑の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市中畑・今畑の各一部地区
- 5 認証年月日
令和4年10月12日

和歌山県告示第1161号

和歌山県紀の川市中畑の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和4年3月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市中畑の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市中畑の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年10月12日

和歌山県告示第1162号

和歌山県紀の川市今畑の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和4年3月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市今畑の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市今畑の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年10月12日

和歌山県告示第1163号

和歌山県紀の川市今畑の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和4年3月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市今畑の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市今畑の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年10月12日

和歌山県告示第1164号

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年2月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年10月12日

和歌山県告示第1165号

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年2月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年10月12日

和歌山県告示第1166号

和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
令和元年9月5日から令和4年2月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年10月12日

和歌山県告示第1167号

和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年3月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年10月12日

和歌山県告示第1168号

和歌山県日高郡日高川町大字串本の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年3月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字串本の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字串本の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年10月12日

和歌山県告示第1169号

和歌山県日高郡日高川町大字上初湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年3月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字上初湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字上初湯川の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年10月12日

和歌山県告示第1170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|---|------|----------------------|-------------|-----|
| 海草郡紀美野町田字北原8番1地 先から同町中字阿弥陀ノ谷78番 3地先まで | 旧 | 17.46 } 41.63 | 419.72 | |

| | | | | |
|----|---|---------------------|--------|--|
| 同上 | 新 | 17.46 } 81.87 | 419.72 | |
|----|---|---------------------|--------|--|

和歌山県告示第1171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺龍神線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 メートル |
|--|------|----------------------|-------------|---------------------------------|
| 田辺市上秋津字川中口1445番11地先から同市上秋津字川中口1418番2地先まで | 旧 | 7.20 } 32.60 | 466.70 | 高尾橋 1号橋 L=45.00 L=9.60 |
| 同上 | 新 | 7.20 } 32.60 | 466.70 | 高尾橋 1号橋 L=45.00 L=9.60 |
| 同上 | 新 | 13.20 } 27.90 | 444.36 | |

和歌山県告示第1172号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 田辺龍神線

供用開始の区間 田辺市上秋津字川中口1445番11地先から同市上秋津字川中口1418番2地先まで

供用開始の期日 令和4年10月21日

和歌山県告示第1173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 すさみ古座線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル | 備 考 |
|---|------|--------------------|------------|-----|
| 東牟婁郡串本町西向字カジャ谷 110番3地先から同町西向字土井 301番1地先まで | 旧 | 3.30 } 13.90 | 473.64 | |
| 同上 | 新 | 9.00 } 23.00 | 473.61 | |

和歌山県告示第1174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 引尾下津線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル | 備 考 |
|---|------|-------------------|------------|-----|
| 海南市下津町沓掛字南垣内259 番1地先から同市下津町沓掛字 南垣内250番1地先まで | 旧 | 1.80 } 3.06 | 126.54 | |
| 同上 | 新 | 4.30 } 8.36 | 129.86 | |

和歌山県告示第1175号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 引尾下津線

供用開始の区間 海南市下津町沓掛字南垣内259番1地先から同市下津町沓掛字南垣内250番1地先まで

供用開始の期日 令和4年10月21日

和歌山県告示第1176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 引尾下津線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|---|------|----------------------|-------------|-----|
| 海南市下津町小畑字西ノ側1156番3地先から同市下津町小畑字西ノ側1158番1地先まで | 旧 | 4.70 } 5.33 | 27.70 | |
| 同上 | 新 | 5.35 } 7.02 | 27.70 | |

和歌山県告示第1177号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 引尾下津線

供用開始の区間 海南市下津町小畑字西ノ側1156番3地先から同市下津町小畑字西ノ側1158番1地先まで

供用開始の期日 令和4年10月21日

和歌山県告示第1178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 江川小松原線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|-----|------|----------------------|-------------|-----|
| | | | | |

| | | | | |
|---|---|--------------------|-------|--|
| 日高郡日高川町大字小熊字池田谷6094番1地先から同町大字小熊字池田谷6095番4地先まで | 旧 | 6.40 } 9.40 | 83.60 | |
| 同上 | 新 | 7.30 } 22.40 | 84.70 | |

和歌山県告示第1179号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 江川小松原線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字小熊字池田谷6094番1地先から同町大字小熊字池田谷6095番4地先まで

供用開始の期日 令和4年10月21日

和歌山県告示第1180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 たかの金屋線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル | 備 考 |
|--|------|--------------------|------------|-----|
| 日高郡みなべ町高野字上ノ平530番1地先から同町高野字靱穴553番1地先まで | 旧 | 8.80 } 25.40 | 166.40 | |
| 同上 | 新 | 8.80 } 25.40 | 166.40 | |
| 同上 | 新 | 6.20 } 30.40 | 180.70 | |

和歌山県告示第1181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 古井西の地線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル | 備 考 |
|---------------------|------|--------------------|------------|-----|
| 日高郡印南町大字古井字清水43番1地内 | 旧 | 7.90 } 13.40 | 207.30 | |
| 同上 | 新 | 9.60 } 13.60 | 207.30 | |

和歌山県告示第1182号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道
 路線名 古井西の地線
 供用開始の区間 日高郡印南町大字古井字清水43番1地内
 供用開始の期日 令和4年10月21日

和歌山県告示第1183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大附見老津停車場線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル | 備 考 |
|-----------------------|------|--------------------|------------|-----|
| 西牟婁郡さみ町小河内字みゝど883番4地内 | 旧 | 3.27 } 6.31 | 98.00 | |
| 同上 | 新 | 7.33 } 18.78 | 98.70 | |

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第72号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年10月21日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第2項の表中

| | | |
|--|----------------|-------|
| サービス付き高齢者向け住宅 おひさま東 | 和歌山市弘西576 | を |
| サービス付き高齢者向け住宅 おひさま東 | 和歌山市弘西576 | に改める。 |
| 社会福祉法人みどり会特別 養護老人ホーム 第2みどりが丘ホームⅠ | 和歌山市土佐町三丁目25番地 | |
| 社会福祉法人みどり会特別養 護老人ホーム 第2みどりが丘ホームⅡ | 和歌山市土佐町三丁目25番地 | |

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第18号

自動車保管場所証明電子化システム構築委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年10月21日

和歌山県警察本部長 山 崎 洋 平

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
自動車保管場所証明電子化システム構築委託及び賃貸借業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 落札者を決定した日
令和4年8月25日
- 落札者の氏名及び住所
NTT・TCリース株式会社
東京都港区港南一丁目2番70号
- 落札金額
120,400,409円（うち消費税及び地方消費税の額10,945,491円）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年7月12日